

# 千葉県行政改革推進委員会とは何か

## ～その「県民的役割」、実は反県民的役割を検証する

千葉県自治体問題研究所  
県政問題プロジェクトチーム

### 1. はじめに

「千葉県行革審」（以下行革審）。正式名称は、「千葉県行政改革推進委員会」と言い、県行政の基本方向を左右する重要な審議会の一つと言われている。設置は、平成7年（1995年）4月28日で、その目的は、「千葉県の行財政改革の推進に当たり、幅広い見地から意見を求める」（千葉県行政改革推進委員会設置要綱）としている。しかし、「第8版・県民くらしの白書（平成16（2004）年8月・千葉県自治体問題研究所発行）」は、この行革審について、「県民生活なでぎり、大規模開発をすすめる手法」、「会議はほとんど東京で開かれ、大規模開発は聖域扱いで議論されることなく、もっぱら福祉など県民サービスの切り捨て、県職員の人員・賃金削減などが槍玉」、と批判した。

行革審とは何か。その「県民的役割」、実は反県民的役割の実態について、公開されている千葉県ホームページでの発言などをもとにあらためて検証した。

### 2. 生まれも育ちも国追随の機関

まず、そもそも行革審とはどのような組織なのであろうか。

平成6（1994）年10月7日、国は、「地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について」（自治事務次官通知）、概要次のとおり各都道府県知事に通知した。

「新たな行政改革大綱の策定にあたっては、行政内部の検討のみにとどまらず、住民の代表者等からなる行政改革推進委員会を設置する必要がある。また、行政改革を着実に推進していくためには、行政改革大綱の効果的な進行管理が必要であり、その推進について委員会が行政改革推進本部に必要な助言等を行う必要がある」。

この次官通知をふまえ、平成7（1995）年4月28日に設置されたのが千葉県行政改革推進委員会である。

国は、節目節目に行革マニュアル＝行革大綱を指し示す。県は、このマニュアルに基づき忠実に「地方行革」を実施する。この間の流れについては、資料①の通りである。

つまり、行革審とは、国が指し示したマニュアルに基づき、マニュアルどおりに行革がきちんと実行されているのかどうか、その進行をチェックする「ご意見番」的機関、ということになる。

ちなみに、堂本知事が誕生したのは平成13（2001）年4月である。そして、平成13（2001）年11月には国が示した「平成12年行革大綱」の内容をふまえた「新たな指針の策定」についてが行革審に提示され、平成14年3月に「千葉県行財政システ

ム改革指針」が策定される。堂本知事は、しきりに「地方分権」、「千葉主権」を強調するが、知事が掲げる「地方分権」・「千葉主権」とはいかなるものか、この間の経緯は如実に物語る。県の自治権を無視した政府・自治省の一方的な「地方行革」の押しつけに無批判に追随するのではなく、「地方分権、地方自治・新時代（平成9（1997）年11月14日自治事務次官通知）」にふさわしい創意ある対応こそ求められる。

なお、第20回行革審（平成14（2002）年2月6日）では堂本知事の「千葉主権」について、以下のような意見が出されている（以下○は行革審委員、●は県当局）。

○ 「千葉主権」という言葉が出てくるが、一般的な言葉でなく、趣旨がわかりにくいので、明確に表現してもらいたい。

○ 「千葉主権」という言葉については、純粋に学問的には成り立たない表現であるが、趣旨は理解できるし、「千葉らしさ」を実現するための運動のスローガンとしては意味がある。ただ、一般にはわかりにくいので、わかりやすくまとめてはどうか。

### 3. 行革審メンバーとはいったい誰の代表なのか

#### 【財界と国の意向を代弁】

行革審メンバーは、どのような立場の人たちなのだろうか。8人のメンバーならびにその肩書きは次の通りである。

- ◎岩本 繁（朝日税理士法人特別顧問）
- ◎大森 彌（東京大学名誉教授）
- ◎勝又 基夫（千葉トヨペット（株）代表取締役社長）
- ◎加藤 寛（前千葉商科大学長）
- ◎高原 慶一郎（ユニ・チャーム（株）代表取締役 取締役会会長）
- ◎豊嶋 秀直（弁護士）
- ◎樋口 廣太郎（アサヒビール（株）相談役名誉会長）
- ◎藤井 龍子（大阪大学大学院法学研究科招聘教授）

岩本繁氏は、公認会計士で、あずさ監査法人会長を務める。

大森彌氏は政府の地方分権推進委員会専門委員（くらしづくり部会長）である。

勝又基夫氏は、千葉トヨペット（株）代表取締役で、千葉県を代表する財界人の一人であるが、委員会にはこれまで2回しか出席したことがない（資料②）。

高原慶一郎氏は、内閣府総合規制改革会議委員、経済産業省中小企業政策審議会基本政策部委員、日本経済団体連合評議会副議長、四国経済連合会副会長などを務める財界人である。

豊嶋秀直氏は、弁護士だが、あさひ銀行監査役、ペンタックス社外取締役でもあり、「財界関係者」と言っても良いだろう。

樋口廣太郎氏は経団連副会長など数多くの公職をつとめ、財界人として活躍している。しかし、樋口氏は、いつも代理出席（東アサヒビール（株）秘書室理事が毎回参加している）であり、一度も本人は出席したことがない（資料②）。

藤井龍子氏は、自治省公務員部課長補佐、労働省婦人局福祉課長、大阪府生活文化部長、

労働省労政局勤労者福祉部長、労働省大臣官房審議官（労政担当）、労働省女性局長等を歴任、内閣府情報公開審査会委員（常勤）を務める。

このように、委員メンバーは、そのすべてが、財界関係者か政府審議会委員などである。

初代会長の樋口氏は、会議に一度も参加をしなかった。そして2代目会長が加藤寛氏である。この加藤氏の経歴が、行革審がどのような存在であるかを如実に物語る（出典は、フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』）。

「加藤寛（かとうひろし）。日本の経済学者。千葉商科大学名誉学長（2007年4月）。慶応義塾大学名誉教授。慶応義塾大学経済学部卒業後、同学部で助教授・教授を歴任。教授時代の教え子には小泉純一郎・橋本龍太郎元首相や小沢一郎（民主党代表）などがある。慶応が湘南藤沢キャンパス（SFC）を作るに当たって中心的な役割を担い、通商産業省の支援を取り付けるのに成功。総合政策学部学部長を務める。一方で民社党の政策ブレーンとして結党直後から関わり、当初は民主社会主義に近い立場を取っていたが、その後新自由主義に立場を移し直間比率是正・間接税中心の税体系導入を主張した。そのことから中曽根康弘によって政府税制調査会会長に抜擢され、消費税の導入、更には同5%への増税を主導。ミスター税調の異名を取った。リクルート事件に於いてはリクルートコスモスの未公開株の譲渡先の一人だった」。

国は行政改革の推進にあたり、「住民の理解と協力に支えられた地方公共団体の行政改革の取組を促進するという観点から、行政改革大綱の見直しに当たっては、住民の代表者等からなる行政改革推進委員会等の審議や住民の意識調査等を通じて住民の意見を反映するよう努める（平成9（1997）年11月14日付け自治事務次官通知）」とする。また、千葉県行政改革推進委員会設置要綱は、「千葉県の行財政改革の推進に当たり、幅広い見地から意見を求めるため、千葉県行政改革推進委員会を設置する」、とする。しかし、現実の行革審とは、「住民の代表者」、「幅広い見地」とはほど遠く、財界と政府の意向を代弁する「特定の見地」の人たちで構成された組織、と言って過言ではない。

### 【国も地方も財界乗っ取り（経済財政諮問会議と行政改革推進委員会）】

現在、国においては経済財政諮問会議が内閣の政策決定機関となっている。それは、平成13（2001）年1月の中央省庁再編で、内閣機能の一環として内閣府が設置された際に設置された機関であり、中央省庁等改革基本法は、諮問会議の任務を「経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針など経済財政政策に関する重要な事項について審議する」と規定する。

諮問会議の構成は、議長＝総理大臣、官房長官、担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済通産大臣、日銀総裁、4人の民間議員の計11人である。この民間議員が次々と提案し、それが諮問会議の方針になり、閣議決定で内閣方針＝国の方針になっているのが現状である。こうして経済財政諮問会議で決定された方針は、政府の通達（通知）となって地方に徹底される。そして、その方針が地方において方針どおり実践されるかを行政改革推進委員会で監視する。行政改革推進委員会メンバーが財界出身者で占められる現状からすると、中央でも千葉県でも財界の意向に従った政策が実践されるという仕組みが浮かび上がる。

「地方分権」、「県民の目線」などどこ吹く風、堂本県政の実態は、どこまでも中央追

随、財界本位なのである。

#### 4. 最大の「ムダ」づかい容認、県民のくらしは切り捨て

「第8版・県民くらしの白書（平成16（2004）年8月・千葉県自治体問題研究所発行）」は、行革審について、次のように分析した。

「会議はほとんど東京で開かれ、大規模開発は聖域扱いで議論されることなく、もっぱら福祉など県民サービスの切り捨て、県職員の人員・賃金削減などがやり玉に挙げられます。その手法は、ニューパブリック・マネージメントといわれるもので、民間でやれる物は民間に任せろ、公は手を引けというものです。民間委託、地方行政独立法人、PFI、指定管理者制度、などなどです。県は、こうして公的分野から撤退ないしは縮小を図っています」。

実際、行革審ではどのような議論がなされているのであろうか。公表されている千葉県ホームページにもとづき見ていこう。

#### 【最大の「ムダ」づかい、大規模開発は容認】

一見して明らかなことは、県政の最大のムダ遣い、大規模開発への議論がほとんどないことである。つくばエクスプレス沿線開発は、人口想定も地価想定も過大なバブル時代の計画が行き詰まり、見直しを余儀なくされているにも関わらず、莫大な県費投入が続いている。治水・利水の面からすれば必要性に乏しい八ッ場ダムについて、県は計画促進をかかげて、毎年の支出を続けている。アクアライン（東京湾横断道路）の「巨額の赤字」などどこ吹く風、今だに東京湾に第二湾岸道路が必要だという。

にも関わらず行革審では、大規模開発の是非をめぐる議論は、ほとんどない。

唯一、かずさアカデミアパークに関してのみ、「更なる公社改革について」の中で、以下のようなやりとりがなされている。（○は行革審委員、●は県当局）

- 今年、来年の誘致の目標数値は決めているか。
- 各課で業務目標を作ることとしており、アクションプランや目標チャレンジプログラムにも記載している。
- 利用者は増えているか。
- 増えている。結婚式が一番増えている。だが、当初想定した、大きなホールを使った国際会議は、企業立地が進んでいないので、それほど伸びていない。
- 誘致強化のための取り組みは。
- 誘致強化の取り組みということで、平成17年12月に東京にも営業拠点を作っている。また、平成18年4月からは県庁企業立地課に専任の職員を配置し、誘致体制の強化をしている。
- 3年間で何をやるのか、誘致ができなかったらどうするのかということ、具体的に示せば、県民も納得するのではないか。
- 景気も上向いてきて、かずさも引き合いが多くなってきた。空地进行を埋めることがかずさを立て直す抜本的なこと。誘致を進めていきたい。
- 2, 3年は製薬会社のM&Aが増える。呼んでこないといけない。

(第34回千葉県行政改革推進委員会)

建設費と運営費あわせて総計1400億円が投入されたかずさアカデミアパーク。しかし、予定した企業はほとんど進出せず、3セクの運営は大赤字。にもかかわらず、第2期構想にしがみつくと県当局。そして、これを容認する行革審メンバー。ここでは、「簡素で効率的」な行政の視点などまったく忘れられた存在となっている。

### 【一方で県民のくらしは、なで斬り】

一方、県民のくらしに関わる問題では、徹底して「簡素で効率的」が追求される。

○ 県民サービスというが、赤字を出せば結局は県民に帰ってくるわけだから、県民に対する過剰なサービスはやめ、必要最低限のサービスとすべき。

(第33回千葉県行政改革推進委員会)

○ 今後の大量退職者を考えると、今の県のサービスを全面的に見直して選択集中していくべき。県として県民に対し、何をやり、何を民間に移すかを明らかにし、県民の同意を得る時期である。今までの発想では県債残高は減少させることはできない。県組織やサービスの範囲の縮小を明確化すべき。

(第31回千葉県行政改革推進委員会)

○ 歳出削減がされれば県民サービスが手薄になる。優先順位をつけてこういったサービスが落ちるなどPRしないといけない。

(第22回千葉県行政改革推進委員会)

○ 従来型の県行政は、端的に言って産業、文化、生活等あらゆる分野で旗振り役を期待されどどちらかと言うと主役を演じてきたわけだが、今後は主役はあくまで県民で県行政はそのサポート役と言う形が理想型ではないか。

○ 高度成長期に県があらゆることを行ったため、県民が自立しづらくなっていないか。自立を阻害するような一種の規制は、あれば見直すべき。

(第18回千葉県行政改革推進委員会)

「県民は自立せよ。自分のことは自分でやれ。県の守備範囲はもっと縮小せよ。サービスが低下するということをおそれるな」。これが行革審メンバーの「行革理念」である。

### 【福祉・医療の切り捨て】

社会福祉事業団、身体障害者福祉事業団について

○ この二つは少なくとも縮小ということだね。

○ 検討会はもう立ちあがっているのか。福祉だからできるだけ直轄でやるというのはおかしい。

○ 福祉そのものが大事と言うのと、手法、主体をどうするかという話は別物である。

(第34回千葉県行政改革推進委員会)

○ 県立病院について、地方公営企業法の全部適用によって管理者の経営努力が可能になるということだが、他県では公営企業から地方独立行政法人化や民営化が流れになっていると思うがどうということか。

○ 地方公営企業法の全部適用が必要である。今の人事の評価は地方公務員としての体

系になっており、このため病院長に人事評価の権限がない。全部適用によってそれが解決されるということであるが、それがゴールということではない。

(第 28 回千葉県行政改革推進委員会)

福祉や医療は本来「人権」に関わる問題であり、「カネ」はなくても、「儲け」はなくても、「人権」は擁護されねばならない。行政は「人権を守る砦」だが、民間は「もうけ」がなければ成り立たない。この違いをふまえて対応しなければ、福祉や医療はないがしろにされる結果となる。このことは、介護事業の不正や日雇い派遣で不透明な天引き問題などを引き起こしたグッドウィル・グループの事件が示している。「福祉だからできるだけ直轄でやるというのはおかしい」、「民営化の流れは当然」とする議論は短絡的であり、行政本来の目的を見失った議論である。「行政改革」とは行政の目的をふまえた「改革」でなければならず、その視点を欠いた「行革」は、ニセ「行革」である。

### 【芸術・文化も切り捨てる】

文化振興財団、ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉について

- 東京にも近いし、千葉県独自で持っている必要があるか。
- 千葉県だけでやる必要はない。関東一円でやるなども検討すべき。みんな赤字で困っている。市川のオーケストラも毎年演奏会をしている。

(第 3 4 回千葉県行政改革推進委員会)

- オーケストラは、日本全国で見ても多すぎる。千葉県になくても、千葉県民にしてみれば東京からくるし、全く問題ない。実際に演奏している方には重要だが、県民にとって本当に必要かと思う。

(第 33 回千葉県行政改革推進委員会)

### 【「歳出減らしがすべて」の高校再編・統廃合。私学助成も否定】

- 2 3 年度までに県立高等学校数を 1 5 校削減する計画とのことだが、教員については何人減少する計画か。
- 県立と市立が並んでいるところは、県立をやめてはどうか。同じ公立ではないか。
- 都市部は県立をやめてもいいのでは。県立のニーズが高いと言うが、問題は質である。東京ではみな私立に行く。
- 結果として東京は困っていない。いい私立ができればいいのであって、すべて県立でやる必要はないのではないか。
- 中退率だけでどうこうとはできないが、中高一貫教育など教育ニーズへの柔軟な対応は、県立よりも私立の方がやりやすい。今の教育ニーズと県の財政状況を踏まえて、県立の統合など、もっと前向きに考えないといけない。
- 私立高校に補助金が相当入っている。高校は義務教育でないのだから私立が原則。国立(大学)も独立行政法人化されている。公立が頑張る時代ではない。

(第 32 回千葉県行政改革推進委員会)

- 義務的経費は警察官とか、教職員がかなり占めている。短期ではなかなかできないのかもしれないが、補助金による私立高校への支援により官から民への流れに乗り、生徒

には負担があまりかからない方策を考えた上で、県立高校の見直しや、もっと言えばすべてなくしてしまうという位の考えが必要。

○ 外圧で県立高校を全部やめると言えば、大騒ぎになって思い切った改革ができるかもしれない。

(第31回千葉県行政改革推進委員会)

○ 小中学校については公立で満たし得るので、私立学校経常費補助金を出す根拠が問題ではないでしょうか。私学補助についても時代が変わったと認識すべきだ。

○ 公立高校では再編を行っていくことを考慮し、私立高校についても痛みを分かち合う必要があるのではないか。

(第18回千葉県行政改革推進委員会)

高校再編第3期計画では、生徒が増える地域での4校の廃止が大問題となった。歳出減らしがすべての高校再編・統廃合、教育の切り捨ては問題であり、それを擁護・促進する立場に立つ行革審の議論は、きわめて乱暴なもので、常軌を逸している。

### 【県職員の人員・賃金削減などを徹底して槍玉に】

○ 市町村には人件費を住民税の総額3割以内にするなどの取組みを行っているところもあるが、県も人件費をコントロールする仕組みを考えないといけない。毎年400人が退職するが、補充はしないということを前提としないと徹底的な改革にはならない。

○ 人件費の総額に大胆に切り込まないといけない。公務員は身分保障があるため途中で解雇するのは無理であろうから、採用しないことや、補充をゼロにするなど、行政がやらなくて良いものを洗い出していく必要がある。

(第30回千葉県行政改革推進委員会)

○ 目標チャレンジプログラムは、人事評価制度とセットで進めないといけない。今までどおり評価に反映されない形では職員のやる気を失わせることとなる。人事評価制度等全体としての連動が重要である。

(第27回千葉県行政改革推進委員会)

○ 職員人件費で給与単価の抑制はどのように対応するのか。国の人勧分は実施されるだろうが、東京都など他県は4～5%の削減が実施されている。

また、国では退職手当も見直すとの報道が今日の新聞でもなされている。

● 東京都の件は承知している。千葉県でも10年度に管理職手当のカットで8億円、11年度には、全職員の昇給延伸で87億円の削減など行ってきた。仮に、国の人勧を県に反映させると97億円の削減と見込まれる。これは当然として、更なる措置が必要になることも考えられる。

(第23回千葉県行政改革推進委員会)

## 5. 「行政改革」とは何か。その本来の役割を考える。

以上、県行政改革推進委員会での議論のいくつかについて見てきた。「住民の代表者」、「幅広い見地から意見を求める」として設置された行革審だが、しかし、その実態は、財

界人とその同調者という特定の人たちによって構成され、国や財界の意向がストレートに県政に持ち込まれる場となっている。「簡素で効率的な行政」ということには異論はないだろう。しかし、「簡素で効率的」、「行政改革」という名のもとに、県民の福祉や医療、教育がなで切りにされ、県政における最大のむだ遣い＝大規模開発が温存されているとしたら、それは「行政改革」の名に値しないであろう。

では、本来の「行政改革」とは何か。県民本位の「行政改革」とは、いったいどのような内容のものをいうのであろう。かつて千葉県職員労働組合と自治労千葉県本部（現在の自治労連千葉県本部の前身）は、県民本位の行政改革を提言する懇話会を共同設置、同懇話会は、1985年11月12日「県民本位の行政改革の提言」、1986年7月31日には、「千葉県の行政改革についての具体的な提言」を行った。

そこで提言されている行政改革の基本方向、6つの基本理念を再掲し、本稿のまとめとしたい。

第一は、県民の暮らしを守り向上させるように県行政を改革していくことです。すなわち、県民の基本的な**人権**を守ると言うことを県政のあらゆる場で実現をしていくことです。

第二には、県政が一部特定の人たちや、あるいは特定の企業に独占されたり、私物化されたりすることをやめて**公正**な行政を行うよう改革していくことです。開発行政における莫大なムダは、実は利権に絡む一部特定の企業に結びつく不公正な行政を行ったことにも起因しています。

第三には、県の自治権を無視した政府・自治省の一方的な「地方行革」の押しつけに無批判的に追随するのではなく、自主的に県民や県職員の創意を發揮して行うこと、すなわち**自治**の原則を重視して行うことです。

第四に、行政改革が特定の少数の人たちの手で決められるのではなくて、多くの職員や県民各層の**参加**を通じて行われなければならないと言うことです。参加と民主主義を大切にしていくことにより県政のムダをなくし、県民のための県政に変えていくことができるからです。

第五に、参加を可能にしていくために県政に関わるさまざまな情報の公開を実現していくことです。県民が県政に関心を持ち、積極的に参加していくためには、**公開**の原則を確立していくことが不可欠です。

第六に、軍事費に巨額の支出を行い、国民のための福祉を削減する政府の行政改革を抑制し、**平和**を実現するという原則を県政において確立していくことです

私たちは、県民本位の行政改革を行うための基本原則として、こうした**人権、公正、自治、参加、公開、平和の6つの原則**を基本理念としていくことを提案するものです。



資料①

「行政改革」国・県の動き

年月日	千葉県における主な動き	年月日	国における主な動き
81(昭和56)11.2	行財政改革推進協議会設置	81(昭和56).3.16	…増税なき再建・年金・国鉄
56～57年	第一次行政改革	82(昭和57)9.24	行革大綱閣議決定
58～59年	第二次行政改革	83(昭和58)9.24	新行革大綱閣議決定
		83(昭和58)7.1	第一次行革審発足…地方行革・国と地方・民活
		84(昭和59)1.25	59行革大綱閣議決定(以降毎年度決定)
85(昭和60)2.4	行政改革推進本部設置	85(昭和60)1.22	地方行革大綱閣議決定
85(昭和60)6.1	行政改革懇談会設置(会長:香月秀雄放送大学学長)		
85(昭和60)10.31	行政改革大綱策定		
60～62年	第三次行政改革	86(昭和61)6.1	第一次行革審最終答申
		87(昭和62)4.2	第二次行革審発足…土地対策・規制緩和
88(昭和63)5.16	行財政改革基本方針策定		
63～H6年	第四次行政改革	90(平成2)4.18	第二次行革審最終答申
		90(平成2)10.31	第三次行革審発足…行政手続・規制緩和・地方分権
		92(平成4)12.16	資産公開法公布
		93(平成5)10.27	第三次行革審最終答申
		93(平成5)11.12	行政手続法公布
		94(平成6)10.7	「地方公共団体における行政改革推進のための指針について」自治事務次官通知
		94(平成6)12.19	行政改革委員会発足
95(平成7)1.9	行政改革推進本部会議(次官通知を踏まえた今後の方針)	95(平成7)2.24	特殊法人の整理合理化(閣議決定)
95(平成7)3.31	規制緩和推進計画策定(閣議決定)		
95(平成)4.28	行政改革推進委員会設置(会長:林雄二郎前東京情報大学学長)		
95(平成7)5.15	行政改革推進本部会議		
95(平成7)5.19	第1回行政改革推進委員会(新行政改革大綱素案)	95(平成7)5.19	地方分権推進法公布(7/3施行)
95(平成7)7.3	地方分権推進委員会発足		
95(平成7)7.3	行政改革推進本部会議		
95(平成7)7.12	第2回行政改革推進委員会(新行政改革大綱原案)		
95(平成7)9.11	行政改革推進本部会議		
95(平成7)9.19	第3回行政改革推進委員会(新行政改革大綱案)		

95(平成7)10.3	行政改革推進本部会議(新行政改革大綱決定・公表)	95(平成)7.12.25	「当面の行政改革の推進方策について」閣議決定
96(平成8)5.27	行政改革推進本部会議	96(平成8)3.29	規制緩和推進計画決定(閣議決定)
96(平成8)6.27	第4回行政改革推進委員会(7年度実施状況、追加項目)	96(平成8)11.19	行政改革会議発足
		96(平成8)12.16	「行政関与の在り方に関する基準」(行政改革委員会)
		96(平成8)12.2	地方分権推進委員会「第1次勧告」
		96(平成8)12.25	「行政改革プログラム」(閣議決定)
		97(平成9)3.28	規制緩和推進計画再改定(閣議決定)
97(平成9)5.26	行政改革推進本部会議	97(平成9)5.1	行政改革会議「中間整理」
97(平成9)6.12	第5回行政改革推進委員会(8年度実施状況、追加項目等)	97(平成9)6.3	「財政構造改革の推進について」(閣議決定)
		97(平成9)7.8	地方分権推進委員会「第2次勧告」
		97(平成9)9.2	地方分権推進委員会「第3次勧告」
97(平成9)9.22	行財政改革指針の策定	97(平成9)9.3	行政改革会議「中間報告」
		97(平成9)10.9	地方分権推進委員会「第4次勧告」
		97(平成9)12.3	行政改革会議「最終報告」
98(平成10)1.9	行政改革推進本部会議		
98(平成10)1.14	第6回行政改革推進委員会(新行政改革大綱改定骨子案)		
98(平成10)2.9	行政改革推進本部会議		
98(平成10)2.1	第7回行政改革推進委員会(新行政改革大綱改定案)	98(平成10)2.17	中央省庁等改革基本法案国会に提出
98(平成10)3.23	行政改革推進本部会議	98(平成10)3.27	情報公開法案国会に提出
98(平成)10.3.24	第8回行政改革推進委員会(新行政改革大綱改定)	98(平成10)3.31	規制緩和推進3か年計画策定(閣議決定)
		98(平成10)5.29	地方分権推進計画策定(閣議決定)
		98(平成10)6.12	中央省庁等改革基本法公布
98(平成10)8.31	行政改革推進本部会議		
98(平成10)9.14	行政改革推進本部会議		
98(平成10)9.16	第9回行政改革推進委員会(地方分権推進計画骨子案、公社等外郭団体の見直しの基本的考え方等)		

		98(平成10)11.19	地方分権推進委員会「第5次勧告」
99(平成11)2.1	行政改革推進本部会議第10回行政改革推進委員会(11年度実施計画骨子案)		
99(平成11)3.15	行政改革推進本部会議	99(平成11)3.26	第2次地方分権推進計画策定(閣議決定)
99(平成11)3.16	第11回行政改革推進委員会(地方分権推進計画、11年度実施計画、公社等外郭団体の再編・整備等の方針等)	99(平成11)4.27	中央省庁等改革の推進に関する方針(推進本部決定)
		99(平成11)5.14	情報公開法公布
		99(平成11)7.16	地方分権一括法公布
		99(平成11)7.16	中央省庁等改革関連法公布
99(平成11)8.2	第12回行政改革推進委員会(本庁部・課再編の検討状況)		
99(平成11)9.6	行政改革推進本部会議		
99(平成11)11.16	第13回行政改革推進委員会(本庁部・課再編案)		
00(平成12)2.14	行政改革推進本部会議		
00(平成12)2.15	第14回行政改革推進委員会(12年度実施計画骨子案)		
00(平成12)3.27	行政改革推進本部会議第15回行政改革推進委員会(11年度実施計画、公社等外郭団体の見直し状況等)		
		00(平成12)4.1	地方分権一括法施行
00(平成12)10.23	行政改革推進本部会議		
00(平成12)11.1	第16回行政改革推進委員会(出先機関の見直し、公文書公開条例の見直し)		
		00(平成12)12.1	行政改革大綱(閣議決定)
		01(平成13)1.6	中央省庁等改革実施
01(平成13)1.15	行政改革推進本部会議		
01(平成13)1.16	第17回行政改革推進委員会(出先機関の見直し)		
		01(平成13)6.14	地方分権推進委員会最終報告
01(平成13)4.5	堂本知事就任		
		01(平成13)6.21	今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(経済財政諮問会議)
01(平成13)11.12	第18回行政改革推進委員会(新たな指針の策定等)		
01(平成13)12.2	第19回行政改革推進委員会(新たな指針の策定、地方分権推進計画骨子案等)	01(平成13)12.25	公務員制度改革大綱(閣議決定)
02(平成14)2.6	第20回行政改革推進委員会(新たな指針の策定、地方分権推進計画素案等)		
02(平成14)3.19	第21回行政改革推進委員会(新たな指針の策定、地方分権推進計画案、公社等外郭団体の見直し等)		
02(平成14)3	千葉県行政システム改革指針		
02(平成14)5.30	第22回千葉県行政改革推進委員会		
02(平成14)5.19	<b>第23回千葉県行政改革推進委員会</b>		

02(平成14)10.28	行財政改革の推進へ、「行動計画」、「財政再建プラン」を策定		
02(平成14)11	第24回 千葉県行政改革推進委員会		
03(平成15)2.4	第25回千葉県行政改革推進委員会		
03(平成15)3.28	第26回千葉県行政改革推進委員会		
03(平成15)7.29	第27回千葉県行政改革推進委員会		
03(平成15)10.28	第28回千葉県行政改革推進委員会		
04(平成16)7.30	第29回千葉県行政改革推進委員会		
		04(平成16)12.24	「今後の行政改革の方針」を閣議決定
05(平成17)3.13	堂本知事が再選	05(平成17)3.29	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の策定
05(平成17)6.14	第30回千葉県行政改革推進委員会		
05(平成17)9	千葉県行財政システム改革行動計画(平成17年度～20年度)〈原案〉について発表		
05(平成17)9.22	第31回千葉県行政改革推進委員会		
05(平成17)11.25	第32回千葉県行政改革推進委員会		
06(平成18)2.24	第33回千葉県行政改革推進委員会		
06(平成18)7.18	第34回千葉県行政改革推進委員会		

## 資料② 行革審出欠

		34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
		回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
岩本 繁	朝日税理士法人 特別顧問	意	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大森 彌	東京大学名誉教授	○	○	○		○			○	○	○	○		○	○	○	○	○
勝又 基夫	千葉トヨベツ(株)代表取締役社長					○	○											
加藤 寛	千葉商科大学長	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	代
高原 慶一郎	ユニ・チャーム(株)代表取締役取締役会会長	意			○		○		○	○	○	○	○			○	○	○
豊嶋 秀直	弁護士	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○
樋口 廣太郎	アサヒビール(株)相談役名誉会長	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代
藤井 龍子	大阪大学大学院法学研究科招聘教授	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	意

○は出席、代は代理参加、意は欠席で意見書提出、空白は欠席